

2024年4月1日以降に適用する簡易生命保険契約の前納払込保険料の改定

※2007年9月30日以前にご加入いただいた簡易生命保険の契約に適用します。

2024年4月1日以降に適用する前納払込保険料について改定します。なお、前納払込保険料は、金利水準、金融情勢の変化およびその他の事情により決定します。金利水準等が変動した場合は変更することがあります。

前納払込保険料の例

月払保険料（窓口払込み）を10,000円とした場合の前納払込保険料の例は次のとおりです。

[月払保険料 10,000円]

前納払込年月数	改定後	改定前	増減率
3月分	29,400円	29,400円	0.00%
6月分	58,500円	58,500円	0.00%
1年分	116,500円	116,500円	0.00%
2年分	232,900円	232,900円	0.00%
5年分	582,100円	582,100円	0.00%
10年分	1,164,000円	1,163,500円	+ 0.04%
15年分	1,727,000円	1,729,400円	▲ 0.14%
20年分	2,250,800円	2,264,700円	▲ 0.61%
30年分	3,217,500円	3,269,900円	▲ 1.60%

※ 前納払込年月数が9年0月以上12年7月以下の前納払込保険料は改定前から引上げ、前納払込年月数が12年10月以上の前納払込保険料は改定前から引下げとなります。

※ なお、1987年8月31日以前にご加入いただいた保険契約（年金保険契約を除きます。）については、変更はありません。